

平成20年3月12日
全木連

違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会を巡る経緯

1 設立主旨

政府がグリーン購入法に基づき木材・木材製品に合法証明等を求める措置を導入したことに伴い、林野庁補助事業である違法伐採総合対策推進事業の一環として、違法伐採総合対策推進協議会の議論を踏まえ、林野庁ガイドラインに基づく、「合法証明等に対する取組に関する業界団体、事業者の取組状況等に関する調査、検証結果も踏まえつつ、証明方法のあり方（ガイドライン）について検討を行うことを目的と」して（[同設置要領（別添1）](#)）、社団法人全国木材組合連合会に設置。

2 経緯

（部会の開催経緯）

18年度7月に第一回と3月に第二回の部会を開催した。

その中で、主としてNGO関係者は、現在のガイドラインは不十分であり、①伐採地までたどれるトレーサビリティが不可欠、②伐採時点だけでなく加工運搬各段階の法規制との関係を含めるべき、③持続可能性について具体的な指針を明確にすべき、と主張。他方、業界関係者は、この制度の定着に全力をあげるべき時であり、制度の問題点や次のステップの話が皆の関心に上ると、その努力に水をさすことになるので慎重に検討すべき、との指摘。（[別添2 第2回議事要旨など](#)）

（第三回協議会）

19年6月の本協議会で18年度の検証結果を踏まえて「平成19年度の違法伐採総合対策事業の進め方について」議論。この間、5000を超える事業者が短期間に認定された状況をふまえ、供給体制の信頼性確保、需要側の問題などの共通認識となり、「制度改正に議論を早急に行うべき」との強い主張なし。3年目に向けて「さらなる検証結果を踏まえ、システムの信頼性、普及可能性を二つのキーワードとして検討を進める」（[別添3「合法木材等証明方法のありかた（ガイドライン）について過去の経緯と関連する情報、同別紙」](#)）（第3回協議会資料）方向。

（その後の状況）

今年に入り、製紙業界の古紙配合率疑惑問題を契機に、グリーン購入法における特定調達物品の認定方法について、業者の申告制による現行制度の問題点が指摘され、業界団体の認定システムの信頼性についても議論が及ぶ可能性。

19年度の検証事業については現在取りまとめ中。3/4のWGにおいて、現時点で報告できる点について説明。